

日本産精米の対中輸出検疫条件の概要

1. 検疫対象病害虫

- ・ヒメアカカツオブシムシ、カザリマダラカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシの3種のカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」）
- ・イネもみ枯れ細菌病菌及びイネえそモザイクウイルス^(注)

(注) イネもみ枯れ細菌病菌、イネえそモザイクウイルスは、玄米、粳、土壌等により感染する病害であり、検疫措置として、精米に玄米、粳、土壌等が混入していないことのみ確認

2. 精米工場

精米工場（付属する玄米貯蔵庫を含む。）は、カツオブシムシ類の誘引剤を使用したトラップ調査を1年間実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認の上、指定する。

3. 包装材の条件

清潔かつ衛生的で、通気性のある新しい包装材で包装。各包装には中国向けであること、品種、精米工場及び輸出者の名称・住所を中国語で表記。

4. くん蒸処理

- (1) 輸出前にリン化アルミニウムを用いたくん蒸を実施。
- (2) くん蒸倉庫は、予め3か月間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査を実施。
- (3) くん蒸の都度、くん蒸開始1か月前から精米の搬出時までの間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査を実施。

5. 輸出検査

- (1) 植物防疫所の輸出検査を受検し、植物検疫証明書を添付。
- (2) 土、玄米、粳、ぬか、雑草種子及びその他植物残さが混入していないことを確認。

6. 再汚染防止措置

精米の積込み前に、コンテナ等に対して検査及び消毒を実施。